

# 今こそ始める DX!

## 「電子帳簿保存法」対策セミナー

令和4年1月1日施行

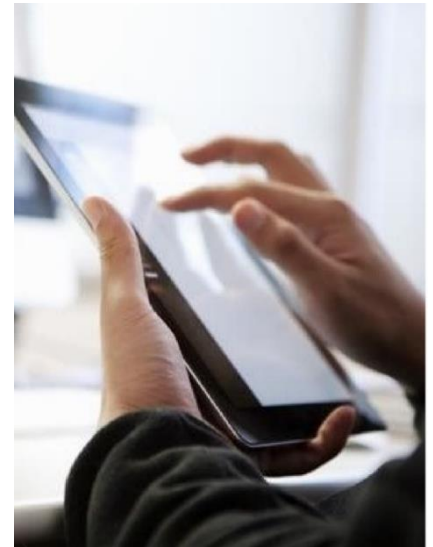
電子帳簿保存法が大幅改正!  
いま和歌山の中小企業が取り組むべき電子化のポイント

電子取引で受領した領収書(PDF)などを印刷して紙保存ができなくなる  
「うちは関係ない」ではすまされない抜本的改革

現在も新型コロナウイルス感染症の影響で経営の先行きを見通しづらい状況が続く中で、従来の紙を前提とした運用を見直す法改正が進められています。

電子帳簿保存法に関しては、令和3年度税制改正で「スキャナ保存の大幅規制緩和」「電子取引で受領した取引情報の書面保存廃止」等が盛り込まれ、コスト削減・生産性向上に向けたペーパーレス化が一層進むと予測されます。

こうした背景の下、電子帳簿保存法改正のポイントと、改正対応のために取り組むべき対策、今だからできる生産性向上の取り組みについて、ご説明いただきます。



**日時** 令和3年11月2日(火) 14:00~15:00

**会場** 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室B  
(和歌山市小松原通1丁目1/TEL:073-436-1331)

**受講料** 会員 無料 (一般 3,000円)

**定員** 定員 20人 (受付先着順)

和歌山県経営者協会 (担当:津田)



和歌山市十番丁19番地 Wajima 十番ビル 3階  
TEL 073-431-7376 FAX 073-422-0416  
E-mail tsudak@w-keikyo.com

※ 感染拡大防止対策を行ったうえで開催いたします。場合によっては開催の延期・中止になる可能性もございます。予めご了承下さい。

セミナーお申込み FAX : 073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このままFAXにてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)



QRコードからも  
お申し込みいただけます

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。

# 施行まであと2か月!!

## いまから対策しないと間に合わない・・・

### 電子帳簿保存法改正のポイント

コロナをきっかけとして政府主導での、従来の紙を前提とした運用を見直す法改正が進められています。令和3年度税制改正では「スキャナ保存の大幅規制緩和」「電子取引で受領した取引情報の書面保存廃止」等が盛り込まれ、コスト削減・生産性向上に向けたペーパーレス化が一層進むと予測されます。

対象	該当する書類(例)	主な変更点	
帳簿保存	✓ 帳簿類(試算表、総勘定元帳など)	➤ 承認制度を廃止	緩和
スキャナ保存	✓ 紙で受領した取引書類(領収書、請求書など)	➤ 承認制度を廃止 ➤ 一定の要件でタイムスタンプが不要に ➤ 受取から電子化までの入力期間制限を緩和 ➤ 定期検査なしで紙廃棄可能に	
電子取引	✓ メール受信した請求書 ✓ ペーパーレスファクスで受信した注文書 ✓ クラウドシステムで送付した契約書 ✓ EDI など	➤ 承認制度は不要(従来同様) ➤ 検索要件の緩和 ➤ 電子で受領した取引情報の書面保存廃止 ⇒ <b>電子保存が必須に</b>	規制強化

### こんなケースでは対応検討が必要です!

対象文書：請求書、注文書、領収書、見積書など

- 電子メールにより請求書データ (PDFファイル等) 受領
- インターネットのホームページからダウンロード
- ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用



令和4年1月1日以降  
電子取引データの  
紙保存はNGに!



### ■ こんなケースありませんか？

Amazon や楽天などのインターネットで会社の備品等を購入し、購入サイトで発行された領収書PDF をダウンロードすると電子取引となります。現行では PDF の電子データを紙出力した書面での保存が認められていますが、令和4年1月1日以降は認められなくなります。そのため電子メールによる「電子取引」で授受した請求書・領収書・納品書などの取引情報は、必ず電子保存しなければならないこととなります。



講師

星野 淳一 氏 アズミル ASMILE株式会社 営業本部 (旧 和歌山ゼロックス株式会社)

営業のバックヤードの立場で情報提供活動を行っており、これまで16年間、近畿税理士会各支部(近畿2府4県83支部)での支部研修(認定研修)を実施。

「簡単ペーパーレスオフィスの実現」というタイトルで講演。紙感覚で使える電子保存に成功した事務所を数多く支援されている。

現在は税理士会のみならず、社会保険労務士会、司法書士会、行政書士会等や各地の商工会議所からも講演依頼多数。

